

令和5年度 定例報告に係るFAQ【医科】

●定例報告の全般的事項

Q1：東海北陸厚生局からはがきが届きました。表面に「重要なお知らせ」と書かれており、裏面には、「施設基準の届出状況等の報告（定例報告）について」と書かれていますが、何を報告すればよいですか。

A1：施設基準を届け出ている保険医療機関等は、毎年7月1日現在における施設基準等の届出状況等の報告が必要となります。報告内容、様式及び方法等の詳細については、東海北陸厚生局ホームページに掲載の「令和5年度施設基準の定例報告」の「1. 病院」、「2. 有床診療所」又は「3. 無床診療所（医科）」の貴院が該当するいずれかのページをご確認ください。

必要な報告様式は、当局ホームページからダウンロードしていただき、必要事項を記載の上、管轄の東海北陸厚生局各県事務所（愛知県にあっては指導監査課）に郵送で提出してください。

「歯科」を標榜（併設）している医療機関は、「4. 歯科」もご確認ください。

「令和5年度施設基準の定例報告」

1. 病院

2. 有床診療所

3. 無床診療所（医科）

4. 歯科

5. 薬局

6. 訪問看護ステーション

※ 令和5年度からはがきによるご案内に変更しています。

Q2：なぜ、自己点検を行うのですか。

A2：届け出ている施設基準については、届出の内容と異なった事情が生じ、当該施設基準を満たさなくなった場合又は当該施設基準の届出区分が変更となった場合には、速やかに変更の届出を行うこととされています。

定例報告においては、7月1日時点の届出状況について自己点検をお願いするものです。

なお、定例報告時期に限らず、届出の内容と異なった事情が生じた場合には、速やかに変更の届出を行ってください。

参考通知：保医発 0304 第2号及び保医発 0304 第3号（いずれも令和4年3月4日付）第3 届出受理後の措置等

1 届出を受理した後において、届出の内容と異なった事情が生じ、当該施設基準を満たさなくなった場合又は当該施設基準の届出区分が変更となった場合には、保険医療機関の開設者は遅滞なく変更の届出等を行うものであること。

Q 3 : 様式のダウンロードや印刷ができない場合はどうしたらよいですか。

A 3 : 管轄の東海北陸厚生局各県事務所（愛知県にあつては指導監査課）にお問い合わせください。その際は、保険医療機関の名称、保険医療機関コード、所在地、ご担当者名等をお伝えください。

Q 4 : 定例報告の案内が送付されているか確認したいのですが。（定例報告案内が届いていない。）

A 4 : 定例報告の案内については、今年度からはがきでご案内させていただいています。原則すべての保険医療機関等に対し、7月初旬に発送させていただいています。発送日等については、お手数ですが、管轄の東海北陸厚生局各県事務所（愛知県にあつては指導監査課）にお問い合わせください。

Q 5 : 昨年の報告書様式を使用して提出してよいですか。

A 5 : 報告書様式については、毎年度、内容の改訂を行っていますので、必ず今年度（令和5年度）の様式を使用してください。

Q 6 : 報告書の内容に関する添付書類は必要ですか。

A 6 : 報告書の内容に関する添付書類は不要です。

Q 7 : 各様式中の「医療機関コード」欄は、どのように記載するのでしょうか。

A 7 : 以下のとおり記載してください。

「保険医療機関コード」（医療機関コード）欄・・・指定通知書の7桁の番号

「保険医療機関番号」欄・・・先頭に『各県の番号(2桁)』及び指定通知書の7桁の番号
(合計9桁)

『各県の番号』 富山県：1 6 石川県：1 7 岐阜県：2 1
静岡県：2 2 愛知県：2 3 三重県：2 4

Q 8 : 報告書はどこへ提出すればよいのでしょうか。

A 8 : 管轄の東海北陸厚生局各県事務所（愛知県にあつては指導監査課）に郵送で提出してください。

Q 9 : 報告書はいつまでに提出すればよいのでしょうか。

A 9 : 令和5年7月31日（月）までに郵送で1部提出してください。

※ 各県事務所には、十分な受付窓口や待合スペースがなく、また駐車場の確保も困難なことから、郵送による提出について特段のご理解とご協力をお願いします。

※ なお、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により各医療機関において業務の実施に一定の影響が生じている現状を鑑み、やむを得ず報告が遅延する場合は、提出先の各県事務所（愛知県にあっては指導監査課）にその旨を申し出てください。

Q10：届け出ている施設基準を確認したいのですが。

A10：届出のあった施設基準等の一覧※を当局ホームページに掲載していますので、以下のリンク先からご確認ください。

※「届出受理医療機関名簿」でご確認ください。

(リンク先) [「届出受理医療機関名簿」の掲載ページ](#)

Q11：届け出ている施設基準について自己点検を行った結果、要件を満たしていない施設基準が確認されました。どのように報告したらよいですか。

A11：下記①又は②を参照してください。

実績要件等については、コロナ禍における臨時的な取扱いがあります。「[新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その26）](#)」（令和2年8月31日事務連絡）（令和5年5月8日以降は、「[新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う施設基準等に関する臨時的な取扱いについて](#)」（令和5年4月6日保険局医療課事務連絡））をご確認ください。

① 病院・有床診療所の場合

「病院・医科（有床診療所） 施設基準の届出の確認について（報告）」様式の「**届け出ている施設基準のうち、次のものについては、要件を満たしていません。**」に○印を付け、「**〈要件を満たしていない施設基準名〉**」欄に該当する施設基準名を記載してください。また、併せて辞退届の提出をお願いします。

なお、下位区分への変更が必要な場合は、上記報告様式へ同様に記入し、変更届の提出をお願いします。具体的な手続き方法については、所在地を管轄する東海北陸厚生局各県事務所（愛知県は指導監査課）にお問い合わせください。

次に、東海北陸厚生局ホームページの「(B) 施設基準の届出状況等の報告」欄に進んでください。【報告確認ツール】（エクセルファイル）に医療機関コードを入力することで、保険医療機関ごとに必要な報告様式が確認できます。

(リンク先) [「施設基準に係る辞退届」の掲載ページ](#)

② 無床診療所の場合

「医科（無床診療所） 施設基準の届出の確認について（報告）」の「**〈要件を満たしていない施設基準名〉**」欄に該当する施設基準名を記載していただき、併せて辞退届を提出してください。

なお、下位区分への変更が必要な場合は、上記報告様式へ同様に記載し、変更届の提出をお願いします。具体的な手続き方法については、所在地を管轄する東海北陸厚生局県事務所（愛知県は指導監査課）にお問い合わせください。

次に、東海北陸厚生局ホームページの「(B) 施設基準の届出状況等の報告」欄に進んでください。【報告確認ツール】（エクセルファイル）に医療機関コードを入力することで、保険医療機関ごとに必要な報告様式が確認できます。

（リンク先）[「施設基準に係る辞退届」の掲載ページ](#)

Q12：届け出ている施設基準について自己点検を行った結果、全て要件を満たしていることを確認しました。何か提出しなければいけないのでしょうか。

A12：下記①又は②を参照してください。

① 病院・有床診療所の場合

「**病院・医科（有床診療所）** 施設基準の届出の確認について（報告）」の「ア 届け出ている施設基準のすべてについて、要件を満たしています。」に○印を付け、提出してください。

次に、東海北陸厚生局ホームページの「(B) 施設基準の届出状況等の報告」欄に進んでください。【報告確認ツール】（エクセルファイル）に医療機関コードを入力することで、保険医療機関ごとに必要な報告様式が確認できます。

② 無床診療所の場合

「**医科（無床診療所）** 施設基準の届出の確認について（報告）」の提出は不要です。

次に、東海北陸厚生局ホームページの「(B) 施設基準の届出状況等の報告」欄に進んでください。【報告確認ツール】（エクセルファイル）に医療機関コードを入力することで、保険医療機関ごとに必要な報告様式が確認できます。

なお、【報告確認ツール】（エクセルファイル）に医療機関コードを入力して、「※「要提出」欄に○がなく、△の実績がなく、かつ番号「18」に該当しない場合は報告（提出）不要です。」と表示された場合、「△」、「番号 18」に該当しない場合は、今回提出していただく書類はありません。

Q13：届出が不要である施設基準（夜間・早朝等加算、明細書発行体制等加算等）について、自己点検や報告が必要でしょうか。

A13：下記①又は②を参照してください。

① 病院・有床診療所の場合

自己点検は必要です。届出が不要である施設基準（夜間・早朝等加算、明細書発行体制等加算等）のみ要件を満たさない場合は、「**医科（病院・有床診療所）** 施設基準の届出の確認について（報告）」の「ア」に○をして提出してください。なお、要件を満たしていない期間について、当該施設基準に係る診療報酬等は算定できませんので、ご注意ください。

② 無床診療所の場合

自己点検は必要です。届出が不要である施設基準（夜間・早朝等加算、明細書発行体制等加算等）のみ要件を満たさない場合は、「**医科（無床診療所）**」施設基準の届出の確認について（報告）」の「ア」に該当するため、提出は不要です。なお、要件を満たしていない期間について、当該施設基準に係る診療報酬等は算定できませんので、ご注意ください。

Q14：届出事項について変更（従事者の変更等）が生じていた場合、何か手続が必要でしょうか。

A14：平成30年度診療報酬改定以降は、従事者等に変更があっても、施設基準の区分の変更も無く、引き続き要件を満たしている場合には変更の届出が不要となりました。

ただし、神経学的検査、精密触覚機能検査、画像診断管理加算1、2及び3、歯科画像診断管理加算1及び2、麻酔管理料（I）、歯科麻酔管理料、歯科矯正診断料並びに顎口腔機能診断料について、届け出ている医師に変更があった場合には、その都度届出を行う必要があります。

また、CT撮影及びMRI撮影など届出にあたり使用する機器を届け出ている施設基準について、当該機器に変更があった場合、その都度届出を行う必要があります。

なお、上記以外についても、変更の届出が必要なものがあります。

（※ 届出事項の変更届は、該当する届出様式（届出書添付書類）を用いて届出を行います。

その際、別添7（基本診療料の場合）又は別添2（特掲診療料の場合）の届出書に「変更届出」である旨及び「変更の理由」を簡単に記載（例「従事者の変更」等）していただき、該当する届出様式（届出書添付書類）と共に1部提出してください。）

●個々の報告書類に関する事項

1. 入院基本料等に関する実施状況報告書（病院・番号2〔別紙様式1-1～1-3〕）及び有床診療所入院基本料等に関する実施状況報告書（有床診療所・番号2〔別紙様式2〕）関係

Q15：（病院）別紙様式1-2について、令和5年6月までは、当該報告書類で報告すべき入院料を算定していたが、7月1日付けで、本様式で報告すべき入院料を算定しないこととなった場合、どのように報告するのでしょうか。

A15：報告書に計上する必要はありません。

Q16：医療保険適用病床を有していないのですが、入院基本料等に関する実施状況報告書（番号2〔別紙様式1-1～1-3〕）及び有床診療所入院基本料等に関する実施状況報告書（番号2〔別紙様式2〕）の提出は必要ですか。

A16：医療保険適用病床を有していない場合は、当該報告様式の提出は不要です。

2. 褥瘡対策に係る報告書（番号3〔様式5の4〕）関係（有床診療所のみ）

Q17：褥瘡を有している患者はいませんが、報告は必要ですか。

A17：褥瘡を有している患者がいない場合でも、報告が必要です。その場合、②から⑥については「0名」と記載してください。（全ての有床診療所が報告対象となります。毎年提出もれが散見されますので必ず提出してください。）

3. 在宅療養支援診療所・在宅療養支援病院に係る報告書（様式11の3、11の4）関係

Q18：在宅療養支援診療所（病院）（2）を届け出ています。様式11の3と様式11の4はどちらの様式で報告すればよいのでしょうか。また、在宅支援連携体制を構築するグループで1か所の保険医療機関が代表して報告を行えば、他の保険医療機関は報告しなくてもよいのでしょうか。

A18：様式11の3と様式11の4の両方を提出してください。様式11の3は自院の実績のみを記入し、様式11の4は自院を含めた在宅支援連携体制を構築するグループ全体の実績を記入してください。

なお、様式11の4は1か所の保険医療機関が代表して報告を行うか、在宅支援連携体制を構築するグループがそれぞれで報告を行うか、いずれかの提出方法を選択のうえ提出してください。

※ 様式11の4に「様式11の4総括表」を追加しておりますので、提出方法及び連携している保険医療機関名等を記入のうえ併せて提出してください。

Q19：在宅診療の実績がありません。報告書の提出は必要でしょうか。

A19：提出は必要です。「0件」と報告書に記載の上、提出してください。

4. 「白内障に罹患している患者に対する水晶体再建に使用する眼鏡装用率の軽減効果を有する多焦点眼内レンズの支給に係る実施状況報告書（別紙様式15）」「医薬品の治験に係る実施報告書（別紙様式6）」「医療機器の治験に係る実施報告書（別紙様式8）」「再生医療等製品の治験に係る実施報告書（別紙様式15）」関係

Q20：白内障に罹患している患者に対する水晶体再建に使用する眼鏡装用率の軽減効果を有する多焦点眼内レンズの支給に係る実施状況報告書（別紙様式15）、医薬品の治験に係る実施報告書（別紙様式6）、医療機器の治験に係る実施報告書（別紙様式8）、再生医療等製品の治験に係る実施報告書（別紙様式15）は、提出する必要がありますか。

A20：事前に報告を行っており、前年7月1日から当年6月30日までの間の実績がある場合は、提出する必要があります。実績がない場合は提出不要です。